

1 北海道高等学校文化連盟規約

第1章 総 則

第1条 本連盟は北海道高等学校文化連盟と称する。

第2条 本連盟は学校教育の本旨に則り、北海道内の高等学校（特別支援学校高等部を含む）・高等専門学校並びに専修学校及び各種学校に於ける生徒の各種文化活動の健全なる発達を図るをもって目的とする。

第3条 本連盟は、北海道内の高等学校及び中等教育学校（後期課程の生徒）・高等部を置く特別支援学校・高等専門学校（第3学年次までの生徒）並びに専修学校及び各種学校（高等学校卒業の資格を有しない生徒）で、本連盟に加入した学校をもって組織する。

2 本連盟は、全国高等学校文化連盟に加盟する。

第4条 本連盟に次の支部を置く。

石狩、道南、後志、空知、上川、道北、オホーツク、釧根、十勝、苫小牧、室蘭

第5条 本連盟に次の専門部を置く。

弁論部、演劇部、新聞部、音楽部、美術部、書道部、理科部、郷土部、放送部、写真部、図書部、囲碁部、将棋部、マーチングバンド・バトントワリング部、国際交流部、文芸部、ボランティア部、軽音楽部
百人一首かるた部

第6条 本連盟は第2条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 高校文化活動に関する調査、研究
- (2) 研究会、講習会、発表会の開催
- (3) 各種大会の開催
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第2章 役 員

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会長1名・副会長若干名・監事2名・専門部長・常務理事若干名・理事若干名・支部長・専門委員長

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 欠員補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本連盟を代表し、業務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理し、又は代行する。
- (3) 監事は事業及び会計を監査する。
- (4) 専門部長は専門部の業務を統括し、専門部を代表する。
- (5) 常務理事は本連盟の業務を処理する。
- (6) 理事は本連盟の運営及び緊急な事項の審議に当たる。
- (7) 支部長は支部の業務を統括し、支部を代表する。
- (8) 専門委員長は専門部長を補佐し、専門部の業務を処理する。

第10条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事及び専門部長は総会で選出する。
- (2) 常務理事は、支部長及び専門委員長より会長が委嘱する。
- (3) 支部長は、支部で選出する。
- (4) 理事、専門委員長は会長が委嘱する。

第3章 会 議

第11条 本連盟の会議は、総会、常務理事会、役員会、支部長会及び専門部代表者会とする。

[illegible]